

【改正後】

区分			その事実を証明するもの		
			免許証・経歴証明書のみ	2枚持ち	マイナ免許証・マイナ経歴証明書のみ
本籍の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	① 免許証（提示） ② 本籍が記載された住民票の写し（提出）	① 免許証及びマイナ免許証（提示） ② 本籍が記載された住民票の写し（提出）	① マイナ免許証（提示） ② 本籍が記載された住民票の写し（提出）
		外国人	① 免許証（提示） ② 国籍等が記載された住民票の写し（提出）	① 免許証及びマイナ免許証（提示） ② 国籍等が記載された住民票の写し（提出）	① マイナ免許証（提示） ② 国籍等が記載された住民票の写し（提出）
		国外転出者	① 免許証（提示） ② 戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書（提出）	① 免許証及びマイナ免許証（提示） ② 戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書（提出）	① マイナ免許証（提示） ② 戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書（提出）
	住基法の適用を受けない者		手続不可		
本籍表示の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	① 免許証（提示） ② 自治体通知書（提示）（官側でコピー）	① 免許証及びマイナ免許証（提示） ② 自治体通知書（提示）（官側でコピー）	① マイナ免許証（提示） ② 自治体通知書（提示）（官側でコピー）
		外国人			
		国外転出者			
	住基法の適用を受けない者		① 免許証（提示） ② 住所を確かめるに足りる書類（提示）	① 免許証及びマイナ免許証（提示） ② 住所を確かめるに足りる書類（提示）	① マイナ免許証（提示） ② 住所を確かめるに足りる書類（提示）
住所の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 本籍が記載された住民票の写し、マイナンバーカード等住所を確かめるに足りる書類（全て提示）（コピー不要）	① マイナ免許証・マイナ経歴証明書（提示）（コピー不要） ※ マイナンバーカード自体が失効している場合は、手続不可。ただし、マイナンバーカードの券面上の追記欄に変更後の記載がない場合は、住民票の写し（提示）（コピー不要）	
		外国人	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 在留カード、特別永住者証明書又は在留カード、特別永住者証明書又は国籍等、住基法第30条の45に規定する区分、在留資格及び在留期間が記載された住民票の写し（全て提示）（コピー不要）		
		国外転出者	① 免許証（提示） ② 住所を確かめるに足りる書類（提示）	① 免許証及びマイナ免許証（提示） ② 住所を確かめるに足りる書類（提示）	① マイナ免許証（提示） ② 住所を確かめるに足りる書類（提示）
	住基法の適用を受けない者		① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 外務省が発行する身分証明書、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって前記書類に準ずるものとして国家公安委員会が定めるもの又は公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの（全て提示）（コピー不要）		
住居表示の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 自治体通知書（提示）（コピー不要）	① マイナ免許証・マイナ経歴証明書（提示）（コピー不要） ※ マイナンバーカード自体が失効している場合は、手続不可。ただし、マイナンバーカードの券面上の追記欄に変更後の記載がない場合は、住民票の写し（提示）（コピー不要）	
		外国人			
		国外転出者			
	住基法の適用を受けない者				
氏名の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 本籍が記載された住民票の写し（提出）又はマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）	① マイナ免許証・マイナ経歴証明書（提示）（コピー不要） ※ マイナンバーカード自体が失効している場合は、手続不可。ただし、マイナンバーカードの券面上の追記欄に変更後の記載がない場合は、住民票の写し（提示）（コピー不要）	
		外国人	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 在留カード、特別永住者証明書（全て提示）（官側でコピー）又は国籍等、住基法第30条の45に規定する区分、在留資格及び在留期間が記載された住民票の写し（提示）		
		国外転出者	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書（※免許証の場合は提出、運転経歴証明書の場合は提示）又はマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）		
	住基法の適用を受けない者		手続不可		
旧姓記載の変更 生年月日の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 本籍が記載された住民票の写し（提出）又はマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）	マイナ免許証・マイナ経歴証明書（提示）（官側でコピー） ※ マイナンバーカード自体が失効及びマイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合はしている場合は、手続不可	
		外国人	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 在留カード、特別永住者証明書（全て提示）（官側でコピー）又は国籍等、住基法第30条の45に規定する区分、在留資格及び在留期間が記載された住民票の写し（提出）（官側でコピー）		
		国外転出者	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書（提出）		
	住基法の適用を受けない者		手続不可		
性別の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 本籍が記載された住民票の写し（提出） ※ マイナンバーカード不可	マイナ免許証・マイナ経歴証明書（提示）（官側でコピー） ※ マイナンバーカード自体が失効及びマイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合はしている場合は、手続不可	
		外国人	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 在留カード、特別永住者証明書（全て提示）（官側でコピー）又は国籍等、住基法第30条の45に規定する区分、在留資格及び在留期間が記載された住民票の写し（提出）※ マイナンバーカード不可		
		国外転出者	① 免許証・運転経歴証明書（提示） ② 戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書（提出）※ マイナンバーカード不可		
	住基法の適用を受けない者		手続不可		

※ 戸籍抄本、戸籍謄本及び住民票の写しは、発行から6か月以内のもの。

※ マイナンバーカード不可は、令和9年以降、券面に性別が不記載となる予定のため。

※ 住所の変更における日本人の「確かめるに足りる書類」とは、資格確認書、6か月以内の消印のある本人宛の郵便物、電気・ガス・水道料金・固定電話の公共料金の領収書。